

「平成25年度与党税制改正大綱」について

本日、「平成25年度与党税制改正大綱」が決定された。

昨年12月の総選挙による政権交代の後、平成25年度予算の速やかな編成に向け限られた時間の中、とりまとめにあられた政府与党の関係各位のご尽力に敬意を表します。

しかし、地方税制は地方の自主財源の根幹をなすにもかかわらず、地方の意見を聞く機会が設けられず、地方の声が必ずしも十分反映されたとはいえないものとなっており、今後の検討課題とされた事項については、地方の意見を十分踏まえた措置を講じられるよう強く求めます。

1 自動車取得税について

自動車取得税については、消費税8%の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で改革を行うことは明記する一方、その代替財源については、消費税10%段階で自動車税において新たな課税を実施するなど、地方財政へは影響を及ぼさないとの方向が示されているものの、その具体的な措置が明記されなかったことは、誠に遺憾である。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源となっており、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成26年度税制改正に向けた検討に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方税又は少なくとも地方譲与税による安定的な税財源を確保するべきであり、この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税は廃止するべきではないことを強く求める。

2 地球温暖化対策のための税について

地球温暖化対策のための税について、その用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すべきとする地方の提言が見送られたことは誠に残念である。

今回の大綱において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」とされたことを踏まえ、今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映した新たな地方税源化等の制度が速やかに創設されるよう強く求める。

3 個人住民税における住宅ローン控除について

消費税引上げに伴う住宅取得対策として、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間を4年間延長するとともに、その限度額を拡充し、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんするとされた。

個人住民税は「地域社会の会費」であり、新たな税額控除の導入は厳に慎むべきであることから、住宅ローン控除の限度額が三位一体改革による税源移譲の範囲を超えて拡大されたことは問題であるが、地方団体の減収額の全額を国費により補てんすると明記されたことは、地方の意見が相当程度反映されたものと評価したい。

今後の予算編成に当たっては、地方特例交付金等の明確な財源措置を講ずるべきである。

平成25年1月24日

地方六団体

| | |
|---------------|-------|
| 全国知事会会長 | 山田 啓二 |
| 全国都道府県議会議長会会長 | 山本 教和 |
| 全国市長会会長 | 森 民夫 |
| 全国市議会議長会会長 | 関谷 博 |
| 全国町村会会長 | 藤原 忠彦 |
| 全国町村議会議長会会長 | 高橋 正 |